( 副専攻長

## 学位論文審査の結果の要旨

氏 名	神井 弘之	
審查委員	主 査 教授 徳田 博美	
	副  査  教 授  亀岡 孝治	
	副  査  教 授  常  清秀	
	副 查 教授 波夛野 豪	
		<b>*</b> -3
論 文 題 目 (題目変更の有無) 有 ・ 無  フードシステムの分化による食の信頼問題解決へのアプローチ (An Approach to Resolve Food Trust Problems through Differentiation of the Food System)		

## (論文審査の結果の要旨)

本論文は、昨今、大きな社会問題となっている食の安全・安心に関わる問題の中でも、消費者の信頼回復が中核的な課題となる安心の問題を取り上げ、その解決のための政策手法について、既往の政策研究の成果を援用して理論的な整理を行い、その理論に基づいて展開された政策として「三重県の地物一番企画」と「農林水産省によるフード・コミュニケーション・プロジェクト(以下FCPと記す)」を事例として、その有効性を実証的に検証しようとしている。

したがって、その内容を審査する上でポイントとなるのは、①既往の政策研究が適切に整理されているとともに、その整理が食の安心問題に適用しうるものとなっているか、②取り上げた事例が理論的に整理した政策に適応したものであるか、③事例による実証分析が政策の有効性を検証するものとなっているか、という点である。

## 本論文の要旨は以下のとおりである。

論文全体の構成は、既往の政策研究に依拠した食の信頼問題の理論的整理と解決方策を提示した前半部分(第1章~第3章)と、その理論的枠組みに基づいて実施された政策を事例として前半に提示した解決方策の有効性に関する実証部分(第4章、第5章)に分けられる。

前半の理論分析では、まず食の信頼問題の背景には、フードシステムが高度化・複雑化したために、流通する情報量が増大し、非対称性も大きくなっていることを示し、個々の信頼問題に対応した情報量のいっそうの拡大は根本的な解決策とはなり得ないと主張している。その上で複雑化したフードシステムを分化し、簡素化したサブシステムを構築することが有効であると指摘している。サブシステムの形態としては、地域的に区分する環節的分化とシステム内の機能ごとに分ける機能的分化があるとしている。

しかし、サブシステムを構築する上で障害となる問題として、サブシステムは非排除性を持つ公共財であるために、ただ乗りが可能であり、個人的合理性と社会的合理性が一致しない「公共財ジレンマ」が発生することを指摘している。そのため市場に任せていてはサブシステムを構築することは難しいた

め、政策的介入が必要となっている。

既往政策研究に基づいて、「公共財ジレンマ」を解決するための政策手法について整理している。整理した政策手法は、大きく①行為者の選択状況そのものを変える構造的解決手法、②選択状況の認知又は行為者の価値基準を変える個人的解決手法の2つに整理している。フードシステムにおけるサブシステム構築に関わる「公共財ジレンマ」を解決する上でも、この2つの解決手法の有効性を主張している。また後半の実証分析での政策過程分析の有効な手法として、コールマンのマクロ・ミクロ図式が有効であるとことも指摘している。

後半の実証分析では、フードシステムのサブシステムを構築した2つの政策を取り上げている。一つは、三重県が取り組んできた「みえ地物一番」企画であり、環節的分化によるサブシステム構築をはかったものである。もう一つは、農林水産省が取り組んできたFCPであり、機能的分化によるサブシステム構築のための政策である。

「みえ地物一番」企画については、その政策形成過程と食品関連業者の企画への参加動向について整理した上で、業者の企画への参加のきっかけと意識について分析し、サブシステムが構築されていることを示すとともに、当初の行政主導から自生的な発展へと添加してきたことを明らかにしている。農林水産省が取り組んできたFCPを事例として、機能的分化によるサブシステム構築のための政策に関する実証分析を行っている。FCPは食品関連業者間での取引での評価基準というフードシステムの中でも限定された機能に特化したサブシステムの構築を目的として、多様な食品関連業者が多様な形態で参画できる場の提供を図るものであり、食品関連業者自らによって、有効な共通の評価基準を作ることを目指した政策である。その取り組みの中で、一定の普及が進んでいる商談会シートや工場監査基準が作られている。実証分析では、食品関連業者の多様な参画を実現した場作りの過程と、そこに参画した食品関連業者の参画形態と意識について分析しており、共通の評価基準作りに成功した要因を明らかにしている。

申請者は、2つの実証事例ともに、その立案から実施のすべての過程で政策担当者として関わっており、当事者として、政策の理論的根拠を整理し、その実行上の課題と成果を分析しており、他の者にはできない分析である。論文全体として、前述の審査のポイントを概ね満たすものとなっているとともに、今後の食の信頼問題の解決に向けた政策の展開に対して、貴重な示唆を与えるものであると評価できる。

以上の点から、本審査委員会では、提出論文が博士学位論文として適格であると全員一致で判定した。